

官報

号外

昭和二十六年六月六日

○第十回衆議院會議録第四十八号

昭和二十六年六月五日(火曜日)

議事日程 第四十七号

午後一時開議

第一 司法官法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

第二 植物防疫法の一部を改正する法律案(参議院提出)

第三 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の会議に付した事件

津軽海峡の機雷浮流危険除去対策に関する緊急質問(玉置信一君提出)

臨時国会召集に関する緊急質問(三宅正一君提出)

日程第一 司法官法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

司法官法の一部を改正する法律案(本院議決案)

モーターボート競走法案(本院議決案)

日程第二 植物防疫法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第三 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

各帯任委員会、海外回廊引揚に関する特別委員会及び公職選挙法改正に関する調査特別委員会における閉会中審査の件

午後二時三十一分開議

○議長(林義治君) これより会議を開きます。

津軽海峡の機雷浮流危険除去対策に関する緊急質問(玉置信一君提出)

○議長(林義治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君提出、津軽海峡の機雷浮流危険除去対策に関する緊急質問をこの際許可せられんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと叫ぶ者あり)

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。津軽海峡の機雷浮流危険除去対策に関する緊急質問を許可いたします。玉置信一君。

(玉置信一君登壇)
○玉置信一君 私は、ただいま議題となりました津軽海峡の機雷浮流危険除去対策につきまして、政府にお尋ねをいたします。

御承知のごとく、本州と北海道をつなぐ油路の要衝であります津軽海峡に最近機雷が浮流いたしました。このために連絡航路の夜間停止をいたしておるといふことでもあります。しかも三日の発売新聞夕刊の報道によつて三日止が非常に人心に不安感を興へ、昨年の五月、交通公社の計画等によりまして、相当な人が、すなわち一万五千人からの人が北海道へ旅行いたしておつたものが、本年今期においては、おそく二百名ばかり、しかも引続き旅行計画を立てましても、大から大へとこれが御破算になる状況であるといふことが報道されておるのであります。かようにいたしましたので、この機雷の浮流がいかに全国的に国民の間に不安感を興へ、恐怖感を興えておるかといふことを如実に示しておるのであります。従いまして、私は、この際政府当局が、この機雷浮流に対していかなる対策を持つておるか、すなわち第一点といたしましては、この機雷の浮流を発見したのはいつであるか、いかなる方法によつて発見したか、どの方向からこれが流れて来るものであるか、この点についてお伺いをいたしたいのであります。

私は、この問題につきまして、少しくつつ込んでお伺いをしたいのであります。時あたかも国防情勢がわめて混沌たる時でありますので、あまり深くつつ込んだ質問を感ぜないと思います。が、少くともこの機雷の浮流は、単に津軽海峡のみならずして、日本海全体の問題として危険除去に当らなければならぬと思つておられます。今日、青函連絡線の客船が非常に湖腹し、船腹が非常に瀧船であつて、東北線とか奥羽線から流れるところの旅客が青森駅に立往生いたしておるといふ状況等から見まして、当局は、この連絡線の運航を、機雷の浮流する側の状態と比較して、いかなる状態に置かれておるか、しかしこれが対策をいかにとつておるかといふことも、この機会にあわせてお伺いしたいのであります。同時にまた、客船ばかりではなく、貨物船の運航におきましてもその通りであります。今日北海道に荷貨いたしておる貨物は相当数に上つておるのであります。かかる貨物の輸送に對して、いかなる状況にあるか、これに對する対策はいかにとられておるかといふことをお伺いしたいのであります。

その次は、この危険除去に對して海上保安庁が今日までとりまつた対策はどうであるか。しかしして、浮流機雷を今日まで一体幾つ処理いたしておるか。その次は、この浮流機雷なるものの危険性は、二体どういふものであるか。発売新聞によりまして、一たびこれによつたれば漂流する、かつての板木町事件どころの騒ぎではないといふ

昭和二十六年六月六日

警備を意味した報道があるのでありますが、もつとも十万であるとは私は考へるのではありません。かかる危険のものに對する安全感を興えるために、これが根本的な対策について當局の御所見をお伺いしたいのであります。(拍手)

○國務大臣(山崎重吉) たいまの玉

置君よりの、津軽海峡における浮流機雷に對する危険を警備せられてのお話ねは、おそらくこれは全国民のひとしく不安にたえず居るところであらうと考へるのであります。お尋ねについて、順を追うてお答えを申し上げます。

まず第一に、津軽海峡の浮流機雷であります。浮流機雷は、昨年末から本年四月末ごろまでは、主として日本海方面に発見されていたのであります。ところが、本年五月以降に至りまして、津軽海峡に発見されるようになったのであります。これは海流の変化によるものであります。海流に飛つて、さらに太平洋の側にも流れ去るような傾向が現に認められておるのであります。次に、この浮流機雷はワイヤー等によつて海中に懸留してあるものであります。そのワイヤーが切れて、浮き上つて流れて来たものであります。通常は、浮き上れば自動的に安全装置によつて爆発しないようになつておるのであります。中には装置不良のものがある、爆発することもあるものであります。この危険性については、機

雷は水中の船底付近で爆発した場合に相當の損傷を興へ、沈没するのであります。この浮き上つた機雷は水面で爆発いたしますので、爆発が空中に飛散するのであります。万一船出爆発いたしましたとしても、浮き上つたものは損傷が比較的低微であるのが実情であります。

最後に、海上保安庁として現在とつておる方法はどういうふうであるかと申します。津軽海峡の海流は、御承知の通り西口から東口に流れておるのであります。西口付近に機雷捜査艇五隻を配備いたして現在に努めておつて、発見したものに對しては、その場でたまたちに処分を講ずるとともに、さらにまた別に海法びんによる海流の調査測定などもやつており、また巡視船のレーダーあるいは監視哨等による発見の訓練等を初めいたしまして、職員を現地に派遣して、青函連絡船その他の船員に對し機雷知識の周知徹底に努力せしめ、これに對する救護の方法、避難の方法等を周知せしめ、さらにまた発見報告に協力いたした者に對しては賞金を興える制度などを設けて、あらゆる角度から万全の処置をとつておる次第であります。特にまたヘリコプターによる機雷発見は最も効果的でありますので、これの実施実行につきましては、関係方面に對し、目下折衝を急いでおる次第であります。以下にいたしまして、次答たる海上

に對して、限りある施設と人力をともつて當ることでありますが、人事を盡して安全の確保を期したいと、全力を挙げ、これに當つておる次第であります。以上、お答え申し上げます。(拍手)

臨時国会召集に関する緊急質問 (三宅正一君提出)

○議長(林治壽) 閣下君の動議に御異議ありませんか。

○議長(林治壽) 御異議なしと認め、臨時国会召集に関する緊急質問を許可いたします。三宅正一君。

○三宅正一君(君發言)

臨時国会は終了するのであります。第十国会は終了するのであります。が、リッヂウェイ声明によつて内政自主権が侵害せられました限りにおきましては、われわれはポツダム政令その他によつてやつておりました、占領下においてやむを得ざる行き方に対しまして、国会の審議を終了法に直しまして、このことは当然のことであると存するものであります。この一点におきましても、政府は憲法に準拠して臨時

国会を召集すべきであると存するのであります。しかして、去年の八月ごろの予算案をもつて組みました、あの昭和二十六年度の予算が、鉄鋼その他の基礎資材の値上りによりまして、計兩度の公共事業を執行することができず、米価、電燈料その他いろいろの物価の高騰と、生活費の高騰によつてベースの改訂等を伴ひまして、當然に臨時国会に急いで政府は補正予算の提出をなされなければならぬことは申すまでもないところであります。私は、その意味におきまして、政府に對しまして、臨時国会をいつごろ開かれるのかというのを第一に承りたいのであります。しかして第二には、臨時国会に出されることを予定しておられるところの経済審議法の改廃の問題について、おもなるものとしてはいかなる法律を予定しておるか承りたいと存するのであります。さらに第三の問題といたしましては、政府が公約いたしました問題並びに国会が議決いたしました問題をおもひまして、これの予算化を当然の義務として伴つておられるかどうか、さうして、いつ、どれくらいの手算において出されるかということにつきまして、もとより四まつておられ部分があるか存するのであります。四まつても、四まつておられる論理におきまして、大蔵大臣その他

から答弁を得たいと考へておるのであります。質問の第一といたしましては、米麦のバック・ベイの問題につきまして、これは、野党連合の決議をもちまして、當然物産の上昇と、パリティの上昇に伴つて農民に交渉することを約束しておられます。バック・ベイについては、政府においてもその責任を負われることと思つておられますが、この際、その予算措置等をどうなさるか、さうして明白に責任を負われるかどうかという点を、農林大臣に承りたいのであります。(拍手)

第二の問題といたしましては、第十国会において農業委員会の制度が通過いたしましたのであります。その際、附帯決議といたしまして、農業委員会の事務局の一・二人平均の書記を二人にふやすことをもちまして、私どもは反對をいたしましたのであるけれども、国会を通過いたしましたのであります。これは、当然、農業委員会法が施行されると同時に、その書記につきましても、一・二人の予定でありましたものを二人とし、予算を組まなければならないのであります。これらの点について、予算措置をどうなさるかということを農林大臣に承りたいのであります。さらに大蔵大臣に對しましては、人事院は地域給に關します改訂の勧告を出しておるのであります。その予算化の問題については、遂に法律を

国会に提出しなかつたのであります。私どもは、この法律が国会に出なかつた問題については、もとよりいろいろの理由があつたことを承知しておるのであるけれども、政府もこれに同意しておるのでありますから、補正予算をもつてこの地域給の給付に充ぜられることが当然でありまして、何月からこれを拂われるつもりであるかということについて、大蔵大臣に承りたいのであります。しかして、一昨々日の議場におきまして、退職金及び退職積立金等に對しまする所得税を減免すべき決議案を、本院は満場一致をもつて通過させておるのであります。来る臨時国会において、政府が所得税法の改正をやりまして、この問題を実現する意図があるかどうかということ、私は承りたいと存するのであります。(拍手)

同時に、その分派を減らさないという点についての政府の確約を得たいと存するのであります。しかして、事業の分派を減らさないならば、当然地方の財政負担も減つて来るのであります。がゆゑに、これに照応いたしまする平衡交付金をふやす意思があるかどうかということにつきまして、この点も大蔵大臣に承りたいと存するのであります。(拍手)

さらにこれ、がこの際指摘しておきたい点は、リッジウェイの勧告に便乗いたしましたして、国内の自主権を回復するにあたりまして、政府はややもすれば再び日本の反動化を企図いたしまして、わが国の政治を官僚政治、財閥政治、しかして警察政治の反動的方向へ迫りやうとする危険をわれわれは警戒しなければならぬと存するのであります。たゞそれは労働三法の改悪によりまして、労働者の團結権、罷業権、団体交渉権等及び婦人労働者、幼年労働者等に対する團の保護、これを資本家団体の要求に消滅して改悪したことがござることがありましたならば、自主権をとつた瞬間において、日本の政府はわが國を反動化せよとする印象を世界に與へることになると存するのであります。さういふ点については、いやしくも反動化のそしりを受けるがごとき改悪をなさざることを、われわれは要求したいと考へるのであります。

経済法令に關して、あるいは事業者団体法、独占禁止法等の改正にあたりまして、これが大財閥のいわゆる独占的利潤消滅の統制方式になることをわれわれはその危険を感ずるのであり、さらに農地改革を後退せしむるがごとき行方についての危険を感ずるのであります。私どもは、この際リッジウェイ勧告による経済法令の改革に關して、政府はあくまで日本民主化の大道を守つて、まず、民主化を推進するものであるといふ意味のことを、この際この議場を通じて、世界に向つて宣言されることが必要であらうと考へるのであります。

以上の諸点について、われわれは閣僚各大臣に承りたいのであります。農林大臣は御用席になつておられますけれども、新聞その他の伝へるところによれば、自由党の総務会長になられたら、もういつ首が飛ぶかわからない農林大臣であります。この農林大臣に聞きまして、私はわだであるかと存するのであります。しかしながら、政党内閣における総務会長というものは、大臣の地位にあらず、あるいは党内に於て、與黨の総務会長としてのその責任について、私は責任を負はれることを信じて、今の点について農林大臣の答弁を得たいと思つておられます。

さて、おそろくは官房長官が御座ることになると思つておられますけれども、官房長官は國務大臣ではないのであります。一行政官たる副官房長官が總理大臣の代理として答弁をし、これを国会が黙つて聞いておるといふところに、いかに國會の權威の喪失があるかとわれわれは考へるのであります。先般、各派共同一致をもちまして、領土問題に關し、國會の長老である植原悦二郎氏の總理に對するあの決議案に對して、閣内閣を代表して、官房長官である、一行政官たる、もとより私は、岡崎さん個人のかれこれを行つてはならない。岡崎さん個人はりつばな人であるけれども、その資格において一行政官たる者が内閣を代表して答弁するがごとき慣例を破棄すること、これは、私は許すべからざることであると考へるものである。しかして私は、この点についてさらに追究したいことは、林副總理が議院議長になられたら、吉田内閣の副總理はどこへ行つたのであるか。總理が事故によつて出席できないときには、總理に對する質問に對しては副總理が答弁するが當然であつて、行政官たる官房長官が答弁するものではないことは明白な事実であります。われわれは、この意味に於いて、副官房長官に對し、副總理は一體できておるのか、できておらぬのかを聞きたいのである。

の問題に對しまして、諸君とともに憤りを免しなればならない。諸君、第十國會は、第一回の会期延長をもつて二日に延ろつたのであるが、二日から今日に至るまで、吉田總理大臣は日曜にちよつと出ただけであつて、それ以外國會には姿を現わさず、温泉へ行つておるのである。さうして本日は、自由党の議員總會にも出席を要求されておられるにかかわらず、それにも出ずして、きよりの五時から財界との會議には出るやうである。財界から密附をせらるるためには出で、國會の最終日には温泉へ行つておつて用ないし、したがって國會解散のやり方に対しては、諸君とともに、われわれは断々固として政府の國會解散の態度を糾弾するものである。(拍手)吉田總理大臣の、そのお氣に入りの廣川君が、心せよ、月のまるいまたた一夜、という歌を歌われたやうであるけれども、私は、その吉田内閣の吉田さんに對しまして、この、心せよ、月のまるいまたた一夜、平の清盛のごとき傲慢無礼なる態度をとることが、いかに國會の權威を傷つけるかということについで、廣川君のこの歌を、吉田總理大臣に、岡崎官房長官物別如として奏呈することをお願いいたします。私の質問にかえてお答えであります。

「政府委員(岡崎副官房長官)」

○政府委員(岡崎副官房長官) 三宅さんにお答えいたします。

臨時国会をいつ開くかという御質問であります。これは諸般の情勢を考慮いたしまして、必要があれば開くのであります。

なお経済法規改正につきまして、その内容を示せというお話であります。これは目下研究中でございます。またお答えをする段階に至っておりません。しかしながら、われわれは、いやくも民主主義を後退させる意思はこゝろもなく、積極的にこれを推進せんとする根本の方針を持つております。三宅君とまつたく御同意であります。

なお最後に、官房長官といえども、特別職である点においては閣僚と同様であります。なおまた副総理は、内閣の都合によつて置いても置かなくてもよいのでありますから、御承知を願います。(拍手)

〔閣務大臣廣川弘禎君登壇〕

○國務大臣(廣川弘禎君) 三宅君にお答え申し上げます。

あなたのおつしやる通り、バック・ベイは、農民の意欲をそがないように十分気をつけて、われわれはやるつもりであるのであります。正確な数字は、目下関係方面と交渉中でございまして、発表の自由を持ちませんが、ごく最近、あなたのおつしやるようにしてやりたいと思つております。

それから農業委員会の問題であります。が、われわれは国会の附帯決議を十分尊重いたします。その期待に沿ふよう目下検討中でございまして、これもあなたの御期待に沿うようにいたしたいと思つております。(拍手)

○議長(林義治君) 大蔵大臣は公用のため出席いたしかれておりますから、適当な機会に御答弁願います。

○議長(林義治君) 日程第一、司法書士法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

○議長(林義治君) 日程第一、司法書士法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十六年六月四日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林義治

司法書士法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十五條の次に次の三條を加へる。
(司法書士の報酬)
第十五條の二 司法書士会は、前條第六号の規定により司法書士の報酬に関する規定を定めるときは、これを、その所在地を管轄する法務局又は地方法務局長を経て、法務総裁に届け出て、その認可を受けなければならない。司法書士の報酬に関する規定を変更したときも、また同様とする。
2 法務総裁は、前項の届出を受けるときは、司法書士会がその届出の書類を法務局又は地方法務局長に提出した日から二箇月以内に、これを認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならぬ。
3 第一項の規定による報酬に関する規定は、前項の期間内に同項の規定がないときは、その期間の経過によりその認可の決定があつたものとみなす。
第十五條の三 法務総裁は、司法書士会の報酬に関する規定が経済的事勢の推移により著しく適正を欠くに至つたと認めるときは、当該司法書士会に対し、一箇月以上の期間を定め、且つ変更の内容を示し、報酬に関する規定を変更してこれを届け出るべきことを命ずることとする。
2 法務総裁は、前項の規定による命令をしたときは、その命令は、直ちに司法書士会の意見を聞きなければならない。
3 第一項の規定による命令があつた場合において、当該司法書士会が前項に定められた期間内に報酬に関する規定の変更を提出しなかつたときは、その期間の経過した日に当該司法書士会が前項命令に示された変更の内容通りに報酬に関する規定を変更し、その届出なし且つ、その認可の決定があつたものとみなす。

第十五條の二 司法書士会は、前條第六号の規定により司法書士の報酬に関する規定を定めるときは、これを、その所在地を管轄する法務局又は地方法務局長を経て、法務総裁に届け出て、その認可を受けなければならない。司法書士の報酬に関する規定を変更したときも、また同様とする。
2 法務総裁は、前項の届出を受けるときは、司法書士会がその届出の書類を法務局又は地方法務局長に提出した日から二箇月以内に、これを認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならぬ。
3 第一項の規定による報酬に関する規定は、前項の期間内に同項の規定がないときは、その期間の経過によりその認可の決定があつたものとみなす。
第十五條の三 法務総裁は、司法書士会の報酬に関する規定が経済的事勢の推移により著しく適正を欠くに至つたと認めるときは、当該司法書士会に対し、一箇月以上の期間を定め、且つ変更の内容を示し、報酬に関する規定を変更してこれを届け出るべきことを命ずることとする。
2 法務総裁は、前項の規定による命令をしたときは、その命令は、直ちに司法書士会の意見を聞きなければならない。
3 第一項の規定による命令があつた場合において、当該司法書士会が前項に定められた期間内に報酬に関する規定の変更を提出しなかつたときは、その期間の経過した日に当該司法書士会が前項命令に示された変更の内容通りに報酬に関する規定を変更し、その届出なし且つ、その認可の決定があつたものとみなす。

ならず、又は司法書士会が設立されてない区域における司法書士は、その報酬については、その事務所の所在地の司法書士会又は法務総裁の指定する司法書士会の報酬に関する規定に従わなければならない。
第十五條の四 司法書士は、その業務に関して、その所属し、又は前條の規定により従ふべき司法書士会の報酬に関する規定に反して報酬を受けてはならない。
第六十條出業務執行の下に「並びに司法書士が報酬に関する規定についての届出及びその認可の手段」を加へる。
第十九條第一項中「又は正当の業務に附随して行う場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」を「二條反したる」の下に「又は第十五條の五」を加へる。
規定に違反して司法書士会の報酬に関する規定に定める額をこえて報酬を受けたることを加へる。

附則
1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
2 この法律施行の際現に存する司法書士会は、すみやかに、この法律による改正後の司法書士法第十五條の規定により、その会期中に司法書士の報酬に関する規定を定めなければならない。
3 前項の規定による司法書士の報酬に関する規定について、この法律による改正後の司法書士法第十五條の二に規定する法務総裁の認可があるまでは、その司法書士会の区域内における司法書士の報酬の額は、なお従前の例による。
4 この法律施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、司法書士法第七條及び第二十二條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

○議長(林義治君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。
〔起立者なし〕

○議長(林義治君) 起立者はありません。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。(拍手)

司法書士法の一部を改正する法律案(本院議決案)

○議長(林義治君) 憲法第五十九條第二項に基いて再議決のため、司法書士法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とせられんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて司法書士法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題といたします。

ただちに採決いたします。本案はさきに本院において議決の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○議長(林護治君) 起立議員。よつて満場一致をもつて本案はさきの議決の通り可決せられました。(拍手)

○議長(林護治君) 参議院から、本院提出、モーターボート競走法案は同院において否決した旨の通知を受領いたしました。

モーターボート競走法案
右の貴院提出案は本院において否決した。よつてここに通知する。
昭和二十六年六月二日
参議院議長 佐藤 尚武

モーターボート競走法案(本院議決案)
○議長(林護治君) 日程第二、植物防疫法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員藤澤三郎君。

植物防疫法の一部を改正する法律案
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
○議長(林護治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつてモーターボート競走法案は本院議決案を議題といたします。
ただちに採決いたします。本案の本院議決案を再び可決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(林護治君) 起立者、出席議員の三分の二以上と認めます。よつて本案は出席議員三分の二以上の多数をもつて再び可決せられました。(拍手)

第二 植物防疫法の一部を改正する法律案(参議院提出)
○議長(林護治君) 日程第二、植物防疫法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員藤澤三郎君。

植物防疫法の一部を改正する法律案
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五章 都道府県の防疫(第二十二條) 指定有害 第六節 都道府県 第七章 雑則(第七條) 第八章 罰則(第八條)

動植物の防疫(第二十二條)第二十八條の防疫(第二十九條)第三十五條(第三十六條)第三十八條(第三十九條)第四十二條
第六節、第八條及び第十條中一動植物防疫所を農林省防疫所に改

第二十三條第二項に次の一号を加める。
第二十三條第二項に次の一号を加

六 第二十六條第二項の規定による命令を受けた者
第七章を第八章とする。
第二十四條を第三十九條とし、第二十五條に次の一号を加え、同條を第四十條とし、以下順次十五條ずつ繰り下げる。
六 第二十八條の規定に違反した者

第六節中第三十三條を第三十六條とし、同條の次に次の二條を加える。
(報告の徴取)
第三十七條 この法律中他の規定による場合の外、防除に關し特に必要があるときは、農林大臣は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体に対し、必要な報告を求めるところができる。

(権限の委任)
第三十八條 第三十五條、第二十六條(第三十六條中第二十六條に係る部分を含む)及び前條の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

〔第六章 不服の申立〕を「第七章 雑則」に改める。
第五章中第二十二條を第二十九條とし、同條の次に次の六條を加え、同章を第六章とする。

第三十條 都道府県の区域内において、農作物についての有害動物若しくは有害植物の防除(以下「防除」という)が行われず、又は防除の方法が適当でないため、他の都道府県の区域に損害が波及するおそれがあるときは、農林大臣は、当該都道府県に対し、防除に關し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

第三十一條 都道府県は、指定有害動物植物以外の有害動物又は有害植物について、発生予防事業を行うものとする。
2 都道府県知事は、農林大臣に対し、前項の発生予防事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。
3 農林大臣は、都道府県の発生予防事業の総合調整を図るため、都道府県に対し、必要な指示をすることができる。
4 農林大臣は、必要があると認めるときは、その職員をして都道府県の発生予防事業に協力させる。

(防除に關する勸告)
第三十條 都道府県の区域内において、農作物についての有害動物若しくは有害植物の防除(以下「防除」という)が行われず、又は防除の方法が適当でないため、他の都道府県の区域に損害が波及するおそれがあるときは、農林大臣は、当該都道府県に対し、防除に關し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

第三十一條 都道府県は、指定有害動物植物以外の有害動物又は有害植物について、発生予防事業を行うものとする。
2 都道府県知事は、農林大臣に対し、前項の発生予防事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。
3 農林大臣は、都道府県の発生予防事業の総合調整を図るため、都道府県に対し、必要な指示をすることができる。
4 農林大臣は、必要があると認めるときは、その職員をして都道府県の発生予防事業に協力させる。

3 都道府県は、病害虫防疫所を設置しよとするとときは、農林大臣の承認を受けなければならない。
4 病害虫防疫所は、第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。
一 植物の検疫に關する事務
二 防除についての企画に關する事務
三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に對する指導及び協力に關する事務
四 発生予防事業に關する事務
五 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に關する事務
六 その他防除に關し必要な事務
5 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し病害虫防疫所の運営に關し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めるところができる。
6 この法律による病害虫防疫所でないものは、その名稱中「病害虫防疫所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。
7 国は、予算の範囲内において、都道府県に對し、病害虫防疫所に要する経費のうち、創設費及びこれに伴う初年度開設並びに職員に要する経費の二分の一の補助金を交付することができる。

3 都道府県は、病害虫防疫所を設置しよとするとときは、農林大臣の承認を受けなければならない。
4 病害虫防疫所は、第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。
一 植物の検疫に關する事務
二 防除についての企画に關する事務
三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に對する指導及び協力に關する事務
四 発生予防事業に關する事務
五 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に關する事務
六 その他防除に關し必要な事務
5 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し病害虫防疫所の運営に關し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めるところができる。
6 この法律による病害虫防疫所でないものは、その名稱中「病害虫防疫所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。
7 国は、予算の範囲内において、都道府県に對し、病害虫防疫所に要する経費のうち、創設費及びこれに伴う初年度開設並びに職員に要する経費の二分の一の補助金を交付することができる。

3 都道府県は、病害虫防疫所を設置しよとするとときは、農林大臣の承認を受けなければならない。
4 病害虫防疫所は、第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。
一 植物の検疫に關する事務
二 防除についての企画に關する事務
三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に對する指導及び協力に關する事務
四 発生予防事業に關する事務
五 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に關する事務
六 その他防除に關し必要な事務
5 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し病害虫防疫所の運営に關し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めるところができる。
6 この法律による病害虫防疫所でないものは、その名稱中「病害虫防疫所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。
7 国は、予算の範囲内において、都道府県に對し、病害虫防疫所に要する経費のうち、創設費及びこれに伴う初年度開設並びに職員に要する経費の二分の一の補助金を交付することができる。

3 都道府県は、病害虫防疫所を設置しよとするとときは、農林大臣の承認を受けなければならない。
4 病害虫防疫所は、第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。
一 植物の検疫に關する事務
二 防除についての企画に關する事務
三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に對する指導及び協力に關する事務
四 発生予防事業に關する事務
五 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に關する事務
六 その他防除に關し必要な事務
5 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し病害虫防疫所の運営に關し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めるところができる。
6 この法律による病害虫防疫所でないものは、その名稱中「病害虫防疫所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。
7 国は、予算の範囲内において、都道府県に對し、病害虫防疫所に要する経費のうち、創設費及びこれに伴う初年度開設並びに職員に要する経費の二分の一の補助金を交付することができる。

（有害虫防除員）

第三十三條 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、発生予防事業その他防除に関する事務に従事させるため、條例で定める区域ごとに、非常勤の有害虫防除員を置く。

2 前項の場合には、前條第三項の規定を準用する。

（防除に必要な薬剤及び器具の整備）

第三十四條 都道府県は、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除の用に供するため、有害虫防除所に防除に必要な薬剤及び器具を、條例で定める区域ごとに防除に必要な器具を配備するものとする。

2 前項の場合には、第三十二條第三項の規定を準用する。

（監督及び補助）

第三十五條 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、有害虫防除員又は前條第一項の規定による整備に係る薬剤若しくは器具に関し、必要な事項を命じ、又は必要な補助を求めようとする。

2 同は、予算の範囲内において、都道府県知事に対し、第三十三條第一項の有害虫防除員その他発生予防事業に従事する都道府県の職員（有害虫防除所の職員を除く。）

に要する経費並びに前條第二項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の二分の一の補助金を交付することができる。

第二十二條の次に次の一章を加える。

第五章 指定有害動物の防除

（指定有害動物及び発生予防事業）

第二十二條 この章及び次章で「指定有害動物」とは、有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を與える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林大臣が指定するものをいう。

2 この章及び次章で「発生予防事業」とは、有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予防し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業をいう。

（田の発生予防事業）

第二十三條 農林大臣は、指定有害動物について、発生予防事業を行うものとする。

2 都道府県は、農林大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、前項の発生予防事業に協力しなければならない。

3 同は、前項の規定により都道府県が協力するに要する経費（職員に要する経費を除く。）を負担する。

4 農林大臣は、第二項の計画を定めるについては、前項の規定により田が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内において、しなければならない。

（防除計画）

第二十四條 農林大臣は、前項第一項の発生予防事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情にかんがみ、必要があると認めるときは、指定有害動物につき、地方公共団体、農業者又はその組織する団体が行うべき防除の基本となる計画（以下「防除計画」という。）の大綱を定め、これを関係都道府県知事に指示しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の大綱に基づき、すみやかに、当該都道府県に関する防除計画を定めなければならない。

3 前項の防除計画には、防除を行

うべき区域及び期間、指定有害動物の種類、防除の内容その他必要な事項を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の防除計画を定め、又は変更したときは、すみやかに、農林大臣に報告し、その承認を受けなければならない。

5 都道府県知事は、前項の承認を受け、又は同項但書の報告をしたときは、遅滞なく、承認又は報告に係る防除計画を告示しなければならない。

（薬剤及び防除用器具に関する補助）

第二十五條 同は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、前條第五項の告示に係る防除計画に基づき防除を行つたものに対し、予算の範囲内において、防除に必要な薬剤（薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ。）及び噴霧機、散粉機、播種機その他防除に必要な器具（以下「防除用器具」という。）の購入に要する費用の三分の一以内の補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、農林大臣に対し、補助金交付申請書を省令で定める書類と共に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

第二十六條 農林大臣は、前條の規定による補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付に当たり、補助に係る防除用器具の管理若しくは処分に関して条件を附し、又は補助金の交付を受ける者につき、必要な調査を行い、若しくは必要な報告を求めようとする。

2 補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、農林大臣は、その者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 前條第三項の提出書類に不実の記載をしたことが判明したとき。

二 前項の規定により条件を附した場合において、その条件に違反したとき。

三 前項の規定による調査を拒み、妨げ、又は隠蔽したとき。

四 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 返還すべき補助金は、地方公共団体が返還するものを除いて、国税納税分の例によつて徴収することができる。但し、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(薬剤の調製等及び防除用器具の無償貸付)

第二十七條 国は、指定有害動植物の防除のため時に必要があるときは、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四條第五項の報告に係る防除計画に基き防除を行おうとするものに対し、防除に必要な薬剤を調製し、若しくは時節より低い価格で調製し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができる。

2 前項の規定による調製、調製及び貸付に關し必要な事項は、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の場合には、大臣が定める。

4 農林大臣は、第一項の規定による調製、調製及び貸付の目的に供するため、前項に必要なる薬剤及び防除用器具の整備に努めなければならない。

(風設の禁止)

第二十八條 何人も、自己又は他人のために財産上の不当の利益を図る目的をもつて、農作物についての指定有害動植物のまん延による広範囲の損害の発生に關し、風設を流布してはならない。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の施行に要する費用で田の負担に係るものが許上された予算が成立した後でなければならぬ。

2 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四章中「動植物検疫所を」農林省防疫所に、「動植物検疫所長を」農林省防疫所長に改める。

(物品の無償貸付及び調製等に関する法律の改正)

3 物品の無償貸付及び調製等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号の二中「地方公共団体又は植物防疫法第二十七條の規定によりする場合を除き、地方公共団体」に改める。

(農林省設置法の改正)

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 動植物の病畜書出等の防除に關し、都道府県及び防除を行う者に対し補助金を交付すること。

第七十三條及び第二十七條、見出しを含む。中「動植物検疫所を」農林省防疫所に改める。

第二十七條第二項第二号を第四号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

一 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十三條の規定による発生予防事業の実施

三 指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

第二十七條第二項の表中「横濱動植物検疫所を」横浜農林省防疫所に、「神戸動植物検疫所を」神戸農林省防疫所に、「門司動植物検疫所を」門司農林省防疫所に改める。

第三十七條第三項中「出張所」を「支所又は出張所に、同條第四項中「出張所」を支所及び出張所に改める。

植物防疫法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年六月二日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林 義太郎

植物防疫法の一部を改正する法律案(参議院提出) に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

(参議三郎君登壇)

○参議三郎君 たいま議題となりました、参議院提出、植物防疫法の一部を改正する法律案に關しまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

農作物の病害虫防除のための基本法として植物防疫法のありますことは御承知のこと存じますが、本法は、おもに検査業務と特殊病害虫の防除に重点が置かれておりまして、総體發時に預充いたしております「一般病害虫の防除のためには、はなはだ不十分な現況を示しております。この欠陥を是正しようとするのが、この改正案提出のねらうところと相なつておるのであります。

以下、簡単にその内容を述べますと、第一は、農林大臣は、広面積におつたつて甚大な発生をして、農作物に重大な損害を與えるおそれのある病害虫を指定して、これを指定病害虫とする。

第二は、この指定病害虫の異常発生に備へまして、国は農薬を備蓄し、防除器具を備へつける。しかして、この農薬及び防除器具は、必要に依つて調製、調製または貸付を行い、さらに防除を実施するものに補助金を交付する。

第三は、国は病害虫の発生予防事業を行い、都道府県はこれに協力する。

第四は、発生予防事業、農薬の備蓄、器具の備へつけ等に當らしめるため、現在の動植物検疫所を拡充いたしまして、政府與單位に農林省防疫所を置く。

第五は、都道府県は、国の防除事業に即応いたしまして、必要な箇所に病害虫防除所を設置する。

第六は、この病害虫防除所は、管内の防除の企画及び指導、発生予防、器具、農薬の保管または修理を行う。

第七は、本端組織として、市町村には非常勤の防除員を置く。

昭和二十六年六月二日 参議院會議第四十八号 植物防疫法の一部を改正する法律案

一九三

第八は、國は防衛所及び職員の家屋費等について補助金を交付する。

以上が大体の骨子であります。本法案は、会期も迫つた二日、ようやく提案と相なりましたが、案件の重要性にかんがみ、同日午前、午後にわたつて熱心な討論を行い、引続き昨日審議を行つたのであります。時間の関係上、詳細は会議録に譲ることになりましたが、ただ本改正法案の施行上最も重要と思われる諸費の点に關して、多数の委員より質問が行われ、これに對し、地裁委員より、討論の整理は終つていないが、臨時国会において追加計上することについて財政當局との間に大体の了解は得られておるとの答弁がありました。この点を追加しておきます。

買戻金手続、討論を省略して採決いたしましたところ、本案は議員をもつてこれを可決すべきものと議決した次第であります。

右編輯をいたします。(拍手)

○議長(林義雄) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議員(林義雄) 御異議なしと御承知します。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院議決)

○議長(林義雄) 日限第三、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長松永伸吉君。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

第一條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認められる場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認められる場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第三條 薬事法(昭和二十三年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條の二 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んでならない。

第二十四條を同條第二項とし、同條に第三項として次の一項を加える。

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授與の目的で調剤してはならない。

第五十六條第一項中「第二十二條を第二十二條第一項」に改める。

附則

この法律は、昭和二十八年一月一日から施行する。但し、第三條中薬事法第二十二條及び第五十六條第一項の改正規定は、昭和二十三年一月一日から施行する。

厚生大臣は、薬事法第二十二條の改正規定の施行前においても、その施行の準備のため必要があるときは、同條第二項に規定する審議会の意見をきいて、同條第一項各号に規定する省令を制定することができる。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第六十三條によりここに送付する。

昭和二十六年六月二日 参議院議長 佐藤 尚武 衆議院議長 林義雄

(小字及び一は省略)

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認められる場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認められる場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條の二 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んでならない。

第二十四條を同條第二項とし、同條に第三項として次の一項を加える。

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授與の目的で調剤してはならない。

第五十六條第一項中「第二十二條を第二十二條第一項」に改める。

附則

この法律は、昭和二十八年一月一日から施行する。但し、第三條中薬事法第二十二條及び第五十六條第一項の改正規定は、昭和二十三年一月一日から施行する。

厚生大臣は、薬事法第二十二條の改正規定の施行前においても、その施行の準備のため必要があるときは、同條第二項に規定する審議会の意見をきいて、同條第一項各号に規定する省令を制定することができる。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第六十三條によりここに送付する。

昭和二十六年六月二日 参議院議長 佐藤 尚武 衆議院議長 林義雄

(小字及び一は省略)

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認められる場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 歯科医師は、診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認められる場合には、患者又は現にその看護に當つてゐる者に対し、処方せんを交付しなければならない。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條の二 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んでならない。

第二十四條を同條第二項とし、同條に第三項として次の一項を加える。

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授與の目的で調剤してはならない。

第五十六條第一項中「第二十二條を第二十二條第一項」に改める。

附則

この法律は、昭和二十八年一月一日から施行する。但し、第三條中薬事法第二十二條及び第五十六條第一項の改正規定は、昭和二十三年一月一日から施行する。

厚生大臣は、薬事法第二十二條の改正規定の施行前においても、その施行の準備のため必要があるときは、同條第二項に規定する審議会の意見をきいて、同條第一項各号に規定する省令を制定することができる。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第六十三條によりここに送付する。

各常任委員会、海外同胞引揚に関する特別委員会及び公職選挙法改正に関する調査特別委員会における閉会中審査の件(議長発表)

○議長(林義治) お諮りいたします。各常任委員会、海外同胞引揚に関する特別委員会及び公職選挙法改正に関する調査特別委員会において閉会中審査いたしましたとの申出がありますから、その申出事項を委申をして朗読せしめます。

【各常任委員会】

内閣委員会において
一、利根川開港法案(参議院提出、参法第一七号)
二、北上川開港法案(参議院提出、参法第二五号)
三、賠償者等對債權議會議區法案(衆議院提出、参法第二六号)
四、行政機構に関する件
人事委員会において
一、公務員の勤務地手当の支給地域に関する件
地方行政委員会において
一、地方自治並びに財政に関する件
二、警察及び消防に関する件
法務委員会において
一、会社更生法案(内閣提出第二三九号)
二、破産法及び和議法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)
三、裁判所府制法案(田嶋好文君外四名提出、参法第四七号)

四、検察行政及びこれと関連する国内治安に関する件
五、鉄道公安職員の職務に関する法律改正に関する件
外務委員会において
一、国際経済に関する件
二、講和会議に関する件
三、国際情勢に関する件
大蔵委員会において
一、農林中央金庫法の一部を改正する法律案(夏淵源三郎君外四十七名提出、参法第三三号)
二、納税及び徴税状況に関する件
三、金融状況に関する件
文部委員会において
一、公立大学管理法(内閣提出第八二号)
二、国立大学管理法(内閣提出第八三号)
三、国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第八四号)

四、教育委員会及び教育制度に関する件
厚生委員会において
一、ハイライイ製法法案(土倉宗明君外一名提出、参法第七〇号)
二、医療制度に関する件
三、公衆衛生、社会保険、婦人、児童保護、遺家族等の援護に関する件
農林委員会において
一、食糧及び肥料に関する件

二、畜産に関する件
三、畜外に関する件
四、林業に関する件
水産委員会において
一、漁業制度に関する件
二、漁業経営安定に関する件
三、水産金融に関する件
通商産業委員会において
一、電気事業及びガス事業に関する件
二、貿易の振興並びに貿易資金調達に関する件
三、中小企業の金融状況並びに中小企業等協同組合に関する件
四、鉱業、採石業、鉄鋼業、繊維業、化学工業、機械工業その他一般工業に関する件
運輸委員会において
一、戦中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案(坪内八郎君外十二名提出、参法第五六号)
二、陸運特種に因縁の経営に関する件
三、船舶港湾に関する件
四、観光に関する件
五、空運事業に関する件
郵政委員会において
一、郵政事業並びにその監督制度に関する件
電気通信委員会において
一、電気通信事業の経営に関する件
二、電波管理並びに有線放送に関する件
労働委員会において
一、失業対策に関する件

二、労働関係に関する件
三、労働基準に関する件
建設委員会において
一、国土計画、都市計画に関する件
二、住宅復興に関する件
三、道路、泊山治水事業に関する件
経済安定委員会において
一、国土総合開発計画に関する件
二、電源及び公共事業に関する件
三、自立経済計画に関する件
四、事業者団体法等経済法令に関する件
予算委員会において
一、予算の執行状況等調査に関する件
決算委員会において
一、昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算
議院運営委員会において
一、議長よりの諮問事項
図書館運営委員会において
一、国立国会図書館運営に関する件
海外同胞引揚に関する特別委員会において
一、海外同胞引揚に関する件
公職選挙法改正に関する調査特別委員会において
一、公職選挙法改正に関する調査の件

○議長(林義治) ただいま朗読いたしました案件について、各委員会において閉会中審査するに御異議ありませんか。

【異議なし(呼ぶ者あり)】

○議長(林義治) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。諸君、第十四回閉会は本日をもちつて終了いたしました。今期国会は、会期中に地方選挙が行われ、ために会期延長も三たび及び、きわめて多事でありましたが、諸君は励精よく本年度予算を初め多数重要議案のほとんどすべてを議了せられ、民意の伸張に寄與するところ大なるものがあつたのであります。国民の最も希望する議案が近く具体化せんとするに際し、日本自立の基盤を整備強化するため、よく今期国会の使命を果しましたことは、まことに御同慶にたえません。諸君連日の御苦勞に對し、深き感謝の意を表する次第であります。(拍手)

これにて散会いたします。
午後三時二十一分散会

出席國務大臣
農林大臣 廣川 弘道君
運輸大臣 山崎 猛君
厚生大臣臨時代理 保利 茂君
國務大臣 出府 政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
厚生省医務局長 東 龍太郎君
厚生省医務局次長 久下 勝次君

出席國務大臣
農林大臣 廣川 弘道君
運輸大臣 山崎 猛君
厚生大臣臨時代理 保利 茂君
國務大臣 出府 政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
厚生省医務局長 東 龍太郎君
厚生省医務局次長 久下 勝次君

出席國務大臣
農林大臣 廣川 弘道君
運輸大臣 山崎 猛君
厚生大臣臨時代理 保利 茂君
國務大臣 出府 政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
厚生省医務局長 東 龍太郎君
厚生省医務局次長 久下 勝次君

出席國務大臣
農林大臣 廣川 弘道君
運輸大臣 山崎 猛君
厚生大臣臨時代理 保利 茂君
國務大臣 出府 政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
厚生省医務局長 東 龍太郎君
厚生省医務局次長 久下 勝次君

<p>厚生省業務局長 藤松 一郎君 海上保安庁長官 柳澤 米吉君</p>	<p>朝鮮を省略した報告 一、昨四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。 警察法の一部を改正する法律 医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律 電話設備費負担臨時措置法 北海道開発法の一部を改正する法律</p>	<p>一、今日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は鉄道建設審議会委員に平山孝君、水野重雄君、杉通助君、湯河元成君、小林中君、太田垣土郎君、島田孝一君及び山崎正輔君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。 よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。</p>	<p>一、今日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は閉会中左記委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。</p>	<p>委員名 件 名 内閣委員会 水産省設置法案 水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案 行政機構の整備に関する調査 人事委員会 国家公務員の給與問題に関する調査</p>	<p>地方行政委員会 地方行政の改革に関する調査 法務委員会 一部を改正する法律案(予備審査) 同 検察及び裁判の運営等に関する調査 同 講和に関連する諸問題並びに国際情勢等に関する調査 外務委員会 大蔵委員会 租税特別措置法の一部を改正する法律案 同 金融政策並びに制度に関する調査 同 教育及び文化に関する一般調査 文部委員会 公立大学管理法(予備審査) 同 国立大学管理法(予備審査) 同 国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(予備審査)</p>	<p>厚生委員会 社会保障制度に関する調査 農林委員会 農林政策に関する調査 水産委員会 水産物増産対策に関する調査 通商産業委員会 通商及び産業一般に関する調査 運輸委員会 一般運輸事情に関する調査 郵政委員会 郵政事業の運営実情に関する調査</p>	<p>電気通信委員会 電気通信事業運営状況に関する調査 同 電波行政に関する調査 労働委員会 労働行政の実情に関する調査 同 労働関係法規整備問題に関する調査 建設委員会 河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査 経済安定委員会 日本経済の安定と復興に関する調査 同 昭和二十六年度予算の執行状況に関する調査 決算委員会 昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算 同 昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算 同 特別会計、政府関係機関及び終職処理費の経理に関する調査 議院運営委員会 議院の運営に関する調査 同 国会図書館の運営に関する調査 同 在外同胞引揚問題に関する調査 同 在外同胞引揚問題に関する調査 電力問題に関する特別委員会 電力問題に関する調査 同 公職選挙法改正に関する特別委員会 公職選挙法改正に関する調査</p>	<p>内閣委員 松本 善壽君 地方行政委員 井手 光治君 厚生委員 橋 直治君 同 渡邊 良夫君 同 荻田アサノ君 水産委員 久野 忠治君 同 松本六太郎君 通商産業委員 尾関 義一君 電気通信委員 今野 武雄君 労働委員 河野 陽一君 経済安定委員 松本六太郎君 同 荻田アサノ君 同 松本六太郎君 同 提出案は次の通りである。 司法書士法の一部を改正する法律案</p>	<p>一、昨日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案 一、昨日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 電話設備費負担臨時措置法案 北海道開発法の一部を改正する法律案 一、今日議員から次の議案を提出する旨の申出があつた。 米麦追加拂実行に関する決議案(橋本武雄君外百二十名提出) 補正予算等諸経済法案早期提出要求決議案(三木武夫君外百二十六名提出) 一、今日提出した緊急質問は次の通りである。 津幹線機の機中浮沈危険除去対策に関する緊急質問(玉置信一君提出) 臨時国会召集に関する緊急質問(三宅正一君提出)</p>	<p>官報外 昭和二十六年六月六日 参議院会報第四十六号 議長の報告</p>
--	---	--	---	--	--	--	---	--	--	--

参議院會議録第四十三号中正誤

頁段行 誤 正

次五末二 附則第四項 附則第六

三 四 五 六 七

三 四 五 六 七

参議院會議録第四十四号中正誤

頁段行 誤 正

查欄外 関係法案 関係法律

三 四 五 六 七

三 四 五 六 七

三 四 五 六 七

三 四 五 六 七

三 四 五 六 七

定價 一部六円五十銭

送料実費

發行所

東京都新宿区市谷本村町
印刷部
電話九段五三一
振替東京一九〇〇官銀